慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハムプレー著 国際社会主義と戦争
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.8 (1915. 8) ,p.953(121)- 955(123)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150801-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を政府に與ふるものなりとす。商人をして之を行はしむる場合に於ても、政府は商人の損失を償ふの必要ある可し。損失を甘じて大規模に之を行ふとせば、此手段は相當の效果を收む可きも、米價調節策としては最も拙劣なるものゝ一なりと云はざる可からず。

一三、米穀輸入稅輕減又は全廢　穀物輸入稅の輕減は曾て英國の屢々試みし穀價調節策にして、我國に於ても最近米價が二十圓以上に昇りし際に實施せし所なるが、此調節策も亦概して效を奏せしことなし。國內に於て穀價が騰貴せしときに、若し外國に於ても夫れ以上騰貴せんか、假令輸入稅が全廢せらるゝとも、穀物の輸入せらるゝことなかる可し。假りに外國市場に於ける價格が內國市價より低くとも、若し其兩市價の差にして輸入に要する運賃、保險料、利子、諸雜費を償ふに足らざれば、輸入せらるゝに至らざる可し。唯、此調節策の奏功するは外國の市價と內國市價との差が、前記諸費を償ふて餘りあるときに限れり。我國の米價は近來外國米價格よりも遙かに高く、此差は此等の諸失費を償ふに餘りあれば、米穀輸入稅全廢は幾分か常に米價を引下ぐる傾向を呈す可し。明治四十四年夏米價の奔騰せし際米穀關稅を輕減せしが、其影響は他に種々の原因の存せしを以て明かに之を認むることを得ざりしなれど、其輕減が多少騰貴の趨勢を挫折するに與つて力ありしは疑ふの餘地なし。唯、我國民は普通外國より輸入せらるゝ劣等米を歡迎せざるを以て、其輸入稅の輕減又は全廢に依りて米價に大なる影響を與ふることを得ず。

一四、米穀の輸入　明治二年凶作の爲め米價が暴騰せしときに、外商が安南等より外米を輸入せる外に、政府は支那より米穀を輸入して米價の引下を計り、稍々成功せり。政府が之を行ふも、商人をして之を行はしむるも、理は一なるが、輸入に依る米價の調節は比較的確實なりと云はざる可からず。然りと雖も、前述の如く、外國米と內國米とは其性質を異にするが故に、此調節方法は內國米の奔騰を防止するには有效なるも、此手段に依りて微妙なる米價の調節を行ふことを得ざるは明かなり。

一五、取引所に於ける外米、臺鮮米の代用　明治四十四年米價の暴騰せし際に、政府は米穀取引所に於ける取引の受渡に外米、臺灣米並に朝鮮米の代用を許可し、是れによりて多少米價奔騰の趨勢を挫折したり。外米、臺鮮米を受渡に代用せしむることは夫れ丈け內國に於ける米穀の供給を增加せしむるの結果を呈するものなれば、格付にして當を得たるものならば。米價引下策として有效なるは勿論なり。此手段は殊に投機商の買占に對する豫防策として見る可き所尠からず。——（此項未完）——

批評と紹介

ハムプレー氏著『國際社會主義と戰爭』

A. W. Humphrey, International Socialism and the War.

社會主義の主張と戰爭とは其根本に於て、兩立するを許さず。歐米諸國に於ける社會主義者は國際間の戰爭に際しては、各自兵役の義務を辭すると共に、軍隊輸送に關する運輸業、軍器軍需品製造に關する工業を通じて、總同盟罷業を行ひ、以て事實戰爭をして不可能の狀態に陷らしめ、彼等黨與の勢力に依て、國際間の平和を維持す可きことを揚言して、已まざりき。昨年七月歐洲戰爭の將に破裂せんとするや、諸國の社會主義者は一時非戰運動を企て、聊か世間

に反響を及ぼしたるが如くなりしが、彼等平生の聲言に副はざることの甚だしかりしは、論を俟たず。而して開戰後に於ては、社會主義者は全く聲を收めて、何等非戰熱を鼓吹するに勉めざるのみならず、同主義者にして劒を把つて、同胞人類の殺傷に從ふ者あるに至つては、言論行動共に矛盾を極むるものと云はざるを得ず。斯の如くして彼等は、戰後に於て、如何にして彼等の言論に對する世間の信用を繋がんとするか、抑も亦斯る彼等の行動は能く國民の感情と調和して、戰後に社會主義の運動を盛ならしむるの所以なるか、或は戰爭に於て斯く態度を曖昧にしたる社會主義者は講和問題の起れる際に捲土重來の勢を以て、運動を試みんとするものなるか、是等の諸問題は今日識者の一考を煩はす所たるを失はず。

本書の著者「ハムプレー」氏の如何なる人なるや、之を明にする能はず。唯氏が最近兩三年間に公刊したる「勞働代表の歴史」「ロバート、アップルガース傳記」の兩書に據るときは、氏が社會主義又は勞働運動等の問題に就て見識を備ふることを知るを得べし。本書は前記諸種の疑惑を解かんとしたるものにして、序論結論の外に十七章を設け、內七章に於て各國社會主義者團體の狀況を叙し、進んで戰爭と總同盟罷業との關係を論じ、第十一章以下第十七章に至る間に於て、各國社會主義者の戰爭に對する意見を國別に依て記述し、第十八章に於て講和條件に對する社會主義の意嚮を論じたり。而して著者が以上の叙述を爲すや、新聞雜誌又は演說に依て、社會主義代表者の意見を擧ぐるに勉め、偏私的論評は之を避けたるの趣あり。獨逸の社會主義者が開戰前に於ては、主義の命ずる所に據つて、非戰運動に從ひたるに拘はらず、開戰後態度を曖昧にするは、尙ほ祖國に對する感情に支配せらるゝものなること、戰後の講和條件として、侵略主義を排し、民族に依て國境を劃定するの希望を有すること英國の社會主義者が假令ひ軍國主義の獨逸を倒すも、同一主義の露國勢力の勃興に掛念しつゝあることの諸點は最も明瞭に論述せられたり。唯大陸諸國に於ける最近の狀況を叙述するに就て「フオルウエルツ」の外、主として「マンチエスター、グアーヂアン」「ニユーステーツマン」等英國の資料に據れるは稍や物足らぬ感なきを得ずと雖も、開戰中の今日に於て已むを得ざる所とす可きか。（堀江）

武藤榮治郎著　『會計法規通論』

（大正四年七月東京寶文館發行　菊版六四七頁定價金貳圓五拾錢）

我帝國の歳入歳出に關する規定は形式上に於て頗る整頓せるの觀あり。例へば、憲法に於ては特に國家の會計に關する一章（第六章）を設け、租稅並に公債、歳計豫算、豫算に據らざる緊急支出、會計の檢査等に關して嚴重なる典範を定め、且つ則に會計法、會計規則、物品會計規則、官有財產管理規則、金庫規則、會計檢査院法等を制定して、國庫の收入支出に就きて綿密周到なる取扱規則を設け、財政の運用上遺漏なからしめんことを期せるが如し。然るに此等諸種會計法規の實際上の運用に就きて之を觀るに、法文の用語が一致せざる所あるが爲めに、往々にして財政に關する政府の責任に就きて疑義を生することあり。彼の豫備金支出の事後承諾並に所謂責任に關する問題は此等疑義中最も重要なるものなりとす。

本書『會計法規通論』は此等の問題のみならず、總ての會計規定に關して明細なる解釋を試みたるものなり。本書は分ちて緒論、第一章總則、第二章豫算、第三章收入、第四章支出、第五章決算、第六章滿期免除、第七章歳計剩餘定期繰越豫算外收入及び定額戻入、第八章政府の工事及び物件の賣買貸借、第九章出納官吏、第十章雜則、第十一章附則、並に結論とし明治二十二年二月十一日の公布に係る會計法を系統的且つ逐條的に說明すると同時に、憲法の條款、會計規則の條文等を引用參酌し彼是對照して、會計法規の精神を闡明するに務めたり。而して著者は現に會計檢査院副檢査官兼書記官として會計官吏の所置の適否を考案尋究するの職に在る者なるを以て、縱令其の說明斷定等が多少時としては獨斷的傾向を帶べるの嫌なしと云ひ難しとするも、一言一句行政官的態度口吻